

平成 23 年分の年末調整に関する留意点 - 扶養控除等の改正 -

平成 22 年度税制改正により、扶養控除等の見直しが行われています。

この見直しは、平成 23 年分以後の所得税について適用されますので、今年の年末調整を行う際には注意が必要です。

改正点は、以下です。

(1) 年少扶養親族（扶養親族のうち、年齢 16 歳未満の者）に対する扶養控除が廃止されました。つまり、従来の扶養親族のうち年齢 16 歳以上の者が「控除対象扶養親族」にあたります。

(2) 年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に対する扶養控除については、上乗せ部分（25 万円）が廃止され、扶養控除の額が 38 万円とされました。したがって、割増の扶養控除額の適用を受けることができる「特定扶養親族」は、年齢 19 歳以上 23 歳未満の者に限られます。

(3) 居住者の扶養親族または控除対象配偶者が「同居の特別障害者」である場合において、扶養控除または配偶者控除の額に 35 万円を加算する特例が廃止されました。

その代わりに、同居特別障害者に対する障害者控除の額が改正前の 40 万円から 75 万円に引き上げられました。

【改正後の扶養控除額等】

区 分		控除額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	38 万円	
	老人控除対象配偶者	48 万円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	38 万円	
	特定扶養親族	63 万円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	48 万円
		同居老親等	58 万円
障害者控除	一般の障害者	27 万円	
	特別障害者	40 万円	
	同居特別障害者	75 万円	

青色部分が改正された項目です。

障害者控除は、年少扶養親族を有する場合で扶養控除の適用が無い場合においても適用されます。

詳しくは、下記リンクをご確認下さい。

国税庁ホームページ「平成 23 年分 年末調整のしかた(平成 23 年 9 月)」

<http://www.nta.go.jp/shiraberu/ippanjoho/pamph/gensen/nencho2011/01.htm>